

○介護保険サービス事業者等指導要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条（地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）、保険給付に係る法第45条第1項に規定する住宅改修を行うもの又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定めることにより、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置いて、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 サービス事業者等に対する指導は、以下の各号に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針として実施する。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
- (2) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
- (3) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）
- (4) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）

- (5) 新潟県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成 30 年新潟県条例第 19 号）
- (6) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）
- (7) 指定地域密着型介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- (8) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）
- (9) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）
- (10) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）
- (11) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）
- (12) 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）
- (13) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）
- (14) 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）
- (15) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）
- (16) 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）
- (17) 指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 129 号）
- (18) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 27 年厚生労働省告示第 93 号）

（指導形態等）

第 3 条 指導の形態は次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、市が指定の権限を持つサービス事業者等に対し、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

集団指導を実施した場合は、新潟県及び指定権限を持つ三条市以外の保険者に対し当日使用した資料を送付する等情報提供を行う。

(2) 実地指導

実地指導は、次の形態により指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 市が単独で行うもの（以下「一般指導」という。）

イ 市が厚生労働省と合同で行うもの（以下「合同指導」という。）

(指導対象の選定)

第4条 指導は全てのサービス事業所を対象とするが、重点的かつ効果的な指導を行う観点から、選定については一定の計画に基づいて実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地指導の選定基準

ア 一般指導

一般指導は、原則として全てのサービス事業者に対し、指定期間内（6年）に1回以上は実施するよう選定する。

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象としたサービス事業者等の中から選定する。

(3) 新潟県及び指定権限を持つ三条市以外の保険者との連携

新潟県及び指定権限を持つ三条市以外の保険者と互いに連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び実施指導の実施に努めるものとする。

(指導方法等)

第5条 集団指導及び実地指導は、次の方法により行うものとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

市は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、

制度改正内容、過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

ア 指導通知

市は、指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において、高齢者虐待が疑われるなどの理由によりあらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席者

(オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

実地指導は、厚生労働省が作成した介護保険施設等実地指導マニュアルに基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過誤による調整を要すると認められた場合には、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

エ 報告書の提出

市は、当該サービス事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(監査への変更)

第6条 実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「三条市介護保険施設等監査実施要領」の定めるところにより監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。